

学校教育における選挙権年齢の引下げへの対応

平成28年4月20日
教育課程部会
資料4

- 公職選挙法等改正法 平成27年6月17日成立(平成27年6月19日公布)
 - ・ 公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、年齢満20年以上から年齢満18年以上に改める。
 - ・ 選挙運動をすることができない者の年齢について、年齢満20年未満から年齢満18年未満に改める。
- ＜施行期日＞
公布日から1年後(平成28年6月19日)に施行。施行日後初めての衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の公示日以後に期日を公示又は告示される選挙から適用。



(仮に、平成28年参議院議員通常選挙から選挙権年齢が満18歳以上となった場合)
現在(平成27年度)在籍する高校3年生は全員が、高校2年生は選挙時点で18歳になっている者が有権者となる。

★高校生に対する政治への参加意識を高めるための指導の充実等や、高校生の政治的活動に係る考え方の整理等の対応が必要(※)

※ 小・中学校段階についても、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う教育の充実に向けた取組が必要。

文部科学省における対応状況①

○高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について (平成27年10月29日初等中等教育局長通知)の発出

※これに伴い、昭和44年に発出した「高等学校における政治的教養と政治的活動について(通知)」は廃止

昭和44年通知について

授業妨害や学校封鎖などが発生していた状況を踏まえ、①授業における現実の具体的な政治的事象の取扱いについては慎重を期さなければならないという観点から留意事項を示すとともに、②生徒の政治的活動について、当時の時代背景や選挙権年齢が20歳以上であることを前提に、学校内外を問わず、教育上の観点から「望ましくない」として指導するよう求めていたもの。

↓ 選挙権年齢の引下げ等を踏まえ、見直し

趣旨

公選法等の改正を踏まえ、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことを一層期待。

学校や教員の政治的中立性に留意することや、政治的教養の教育において具体的な政治的事象を扱うことと、生徒が具体的な政治的活動等を行うことは区別することが必要であり、こうした観点から留意点を取りまとめ。

文部科学省における対応状況②

政治的教養を育む教育

授業において、①現実の具体的な政治的事象を取扱うことや、②模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を積極的に行うことを明確化。

(留意事項)

- 学習指導要領に基づき、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施。
- 一つの結論よりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要。また、多様な見方や考え方のできる事柄等を取り上げる場合には、様々な見解を提示することなどが重要。
- 教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導。指導が全体として特定の政治上の主義等を支持・反対することとならないよう、また、学校の内外を問わず地位を利用した結果とならないように留意。

高等学校等の生徒の政治的活動等

公選法等の改正は、若い人々の意見を政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくもの。他方、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性を確保することが求められ、高校は学校教育法等に定める目標を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること等を踏まえると、高校生の政治的活動等は必要かつ合理的な範囲内で制約を受ける。

(留意事項)

- 授業のみならず、生徒会活動、部活動等も学校の教育活動の一環であり、生徒が教育活動の場を利用して政治的活動等を行うことは、これを禁止することが必要。
- 放課後や休日等であっても、学校の構内においては、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障等が生じないよう、制限又は禁止することが必要。
- 放課後や休日等に、学校の構外で行われる政治的活動等については、
 - ・ 違法なもの等は制限又は禁止することが必要。また、学業や生活に支障があると認められる場合などは適切に指導を行うことが求められる。
 - ・ 満18歳以上の生徒の選挙運動は尊重することになること。その際、生徒が法令に違反することがないよう、公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。
 - ・ 放課後・休日等の構外での政治的活動等は、家庭の理解の下、生徒が判断し行うものであること。その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

その他

インターネットの特性を踏まえた指導の必要性や、学校・家庭・地域の連携の重要性について記述。

政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」の概要

【生徒用副教材：第1学年から第3学年まで全ての国・公・私立高校生等約370万部】

〈第一部：解説編〉

- ・選挙や投票の仕組み（公示から開票までの流れ、投票方法等）
- ・選挙の意義（選挙と政策決定過程（政治の仕組み）、年代別投票率と政策等）
- ・憲法改正国民投票の仕組み

〈第二部：実践編〉

政治や選挙等に関する学習をより参加実践型にするため、学校の授業等でそのまま使用できるよう、実施準備、実施手順・方法、ワークシートなどを盛り込んだ学習教材の実例を掲載。

- ・話し合いやディベートの手法
- ・模擬選挙や模擬議会の実施 等

〈第三部：参考編〉

- ・投票と選挙運動等についてのQ&A
- ・学校における政治的中立の確保（教育基本法等） 等

※ 教師用指導資料は、

- ①副教材を活用した指導のポイントなどを記載するとともに、
- ②指導上の政治的中立の確保に関する留意点（教育基本法、公選法等）を追記。
（全てのホームルーム担当教員及び公民科担当教員等に配布（約20万部））



（文部科学省ホームページ：政治や選挙等に関する高校生向け副教材等について）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm